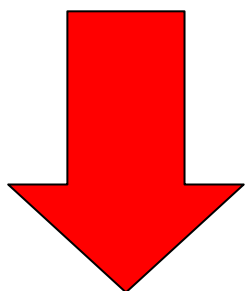


# 《農地の相続等の届出のお願い》

**農地を  
相続した時は…**



**地元の農業委員会に届出をお願いします**

農業委員会では、  
例えば、相続した方が地元を離れていて、  
自分では手入れができない場合に、  
地元で借り手を探すなどのお手伝いをします

農地法の改正により、  
相続などによる農地の権利取得を  
農業委員会がきちんと把握し、  
農地の有効利用に努めます。



**手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！**  
(届出書の様式は裏面のとおりです。)